

出土文物から見る符節の実態

―通関機能を持つ虎符と竹使符―

莊 卓 燐

一 問題の所在

「符節」語は秦漢時代の史料によく散見されるが、その実態は必ずしも明白とは言えない。例えば、『史記』卷八高祖本紀には、

秦王の子嬰素車白馬にて、頸に係くるに組を以てし、皇帝の璽符節を封じ、軹道の旁に降る。⁽¹⁾

とあり、『漢書』卷一高帝紀にも同様の記述が見られる。ここに見える「符節」語は、後世の考証に従って符と節がそれぞれ単独の媒体として見られてきた。右記の条文に付けられた注釈として、『史記索隱』に引く孫吳の韋昭

注に「天子の印は璽と称し、又た独り玉を以てす。符、兵を発する符なり。節、使者の擁する所なり。」とあり、また『漢書』顔師古注に「符は諸々符を合わせて以て契と為する所の者を謂ふなり。節は毛を以て之を為り、上下相重し、竹節を象るを取り、因て以て名と為し、將軍命ぜらるる者は之を持ちて以て信と為す。」とある。このように、後世の学者は『史記』『漢書』に見える「符」「節」をそれぞれ異なる用途を持つ媒体として理解した。とりわけ顔師古注の背後には、おそらく唐代の人の常識が介在する。『唐律疏義』卷一〇職制律に、

諸々符・節を用ゐるは、令に依り、符・節を用ゐるときは並びに門下省に由る。其れ符は銅を以て之を為る。左の符は内に進め、右の符は外に在り、符を執る人に応じ、有事に行勘し、皆な左の符を奏出し以て符を合はせ、所在は用事の訖はるを承け、人をして左の符を將ゐて還さしむ。其の使者若し他処に向かひ、五日の内二次者を使はさざれば、所在は專使を差はし、門下省に送りて輪納せしむ。其れ節は大使の出づるに即ち之を執り、使還りて亦た即ち送納す。輪納に應じて稽留する者、一日に五十を笞し、二日に一等を加へ、十日に一年を徒す。日を違へると雖も、罪も亦た加へず。(後略)

とあるように、唐律は符と節を異なる媒体として扱ふ。右記の条文によれば、符は通行規制を解除する媒体であり、門関の通過には符を用いて任務の遂行に当たる。任務を完遂したら速やかに使者を送り出し、符を保管する場所に送還するように規定される。一方で、節と門関の通行との関連性は不明であるが、右記の条文には節を使者の持参品として明記し、任務を完遂したら本人が保管する場所に送還するように規定される。前後の文章を貫通して理解すれば、遠方の国に出使するとき、おそらく符と節の両方を持ち出す必要があり、符を用いて国境線

上にある関所を通過して出国し、左半分を本国に残して右半分を用いて帰還する。そして節は任務中の使者の身分を表すものである、との使用実態が想起される。符と節はセットで使用される物品であればこそ、「符節」は熟語として史料に散見される、というように唐代の人は理解したのであろう。

ところが、「符節」語を符と節の二つの媒体として理解する意見もあれば、一組の媒体である符節^{わづぶ}として理解する意見もある。『孟子』『荀子』『墨子』『鶡冠子』『淮南子』など諸子百家の書物に「符節」語は散見され、中には「合符節」の文言が多く見られ、符節とは一組のわりふであることを示唆する。そして、より直接的に符節を一組の媒体として捉える記述は、次の『周礼』卷三地官司徒第二・掌節項の条文に見られる。

門関は符節を用ゐ、貨賄は璽節を用ゐ、道路は旌節を用ふ。皆な期有りて以て節を反へす。⁽⁶⁾

とある。右記の条文は「掌節」官の職掌を記し、様々な用途を持つ節を羅列する中で、門関の出入に符節を使用することを明記した。漢代の符について、関所を通過する時に用いる通行証であることは、既に居延で発見された「出入符」を対象に扱った先行研究⁽⁷⁾によつてある程度究明された。それらを踏まえれば、門関の出入においては専ら符の特性を利用することがわかる。したがって、『周礼』に見える符節とは、符の機能を備えた節である、と初步的に理解できる。『周礼』という書物は、周の時代を理想化して作られた官制の經典であり、周の賢人である周公が行った政治制度を記載したものであると漢代古文学派は主張するが、後世に偽撰されたものとも言われ、一般的には漢代に成立したものと考えられている。『周礼』に見える符節は、漢代の人の認識を背景に漢代の学者が思い描いた周の符節であると言えよう。

右のように「符節」語に対し、唐代の人が思い描く秦漢の符節と漢代の人が思い描く周の符節には一致した見解を見出せない。秦漢時代の史料に登場する符節は、果たして符と節の二つの媒体か、符節という一組の媒体か、未だにわからない。唐代の人と漢代の人との「符節」語に対する見解の相違は、時代が変遷する中で符節の形態が変化したことを意味し、それぞれの時代性がそれぞれの考察を左右したと言える。そうであれば、変遷していく符節を理解するには、源泉的な部分から出発する必要がある、まずは符と節を個別に考察しそれぞれの媒体としての特性を把握しなければならぬのである。筆者はかつて符を対象に基礎的な考察を行い、秦漢時代の符にはある程度の理解を得た。⁽⁸⁾ 本稿では節の考察に重点を置き、符との関連性を探りながら秦漢時代の符節の実態を特定し、その歴史的意義を検討したいと思う。

二 出土文物による節への理解 — 林・大庭説の再検証 —

節、とりわけ漢代の節とは如何なるものかについては、意外なことに従来まとまった研究は少ない。先行研究の中で、林巳奈夫氏⁽⁹⁾は漢代の画像石を用いて節の形態を推定し、大庭脩氏⁽¹⁰⁾は林氏の論証を継承して補強した。両氏による旌旗を漢代の節の形態とする解説は、およそ漢節の定説と言える。林・大庭両氏の解釈は、ある程度射した論説であることは、武威で発見された王杖（鳩杖）^(図1)からその一端を窺える。

一九五七年秋に行われた甘肅省武威県磨咀子第一八号漢墓の発掘調査から、先端に鳩の形の飾りが付いた全長一・九四⁽¹¹⁾の杖、及び当初杖に結び付いていたと推測される一〇枚の木簡が発見された（『武威漢簡』文物出版社、



図1 王杖（鳩杖）

（山東省博物館・中国文化遺産研究院編『書於竹帛：中国簡帛文化』（上海書画出版社、2017年）、59頁より引用）



図2 王杖所持者概念図

（山東省博物館・中国文化遺産研究院編『書於竹帛：中国簡帛文化』（上海書画出版社、2017年）、58頁より引用）

※ [参考] 四川成都出土漢代画像石に見える王杖所持者

一九六四年)。「王杖十簡」と総称されるこれらの出土史料は、王杖（鳩杖）所持者の特権に関する法令を記した木簡と墓主（名は幼伯）が所持していた王杖であると理解される。いわば、「王杖十簡」とは漢代王杖の実物及びその機能を説明する木簡である。一〇枚の木簡は編綴の紐を失ったことが原因で、散乱した状態で発見され構成の順番は不明である。この「十簡」の配列について、大庭脩・富谷至・粂山明諸氏の論考によって整理されるが、未だに一致した見解は見られない。本稿では粂山氏の論説に従い「王杖十簡」を次のように並べる。^④

(1) 制詔御史曰年七十受王杖者比六百石入官廷不趨犯罪耐以上母二尺告劾有敢徵召侵辱

(2) ・者比大逆不道建始二年九月甲辰下

(3) 制詔丞相御史高皇帝以来至本【始】二年勝（朕）甚哀老小高年受王杖上有鳩使百姓望見之

- (4) ・比於節有敢妄罵詈毆之者比逆不道得出入官府郎(廊)第行馳道旁道市賣復母所與
- (5) ・如山東復有旁人養謹者常養扶持復除之明在蘭臺石室之中王杖不鮮明
- (6) ・得更繕治之河平元年汝南西陵昌里先年七十受王杖類部游徼吳賞使從者
- (7) ・毆擊先用詔(詠)地大守上灑廷尉報罪名
- (8) ・明白賞當乘市
- (9) ・蘭臺令第卅三御史令第卅三尚書令減受金
- (10) ・孝平皇帝元始五年幼伯生永平十五年受王杖

先行研究では王杖十箇の「令」としての史料性格を中心に検討してきた。とりわけ法制史の専門分野において重点的に議論されてきたが、本稿は王杖と節の対比に重点を置き、右の(3)～(6)の部分に注目したいと思う。まず改めて左のように節と関連する箇所のみを抽出する。

丞相・御史に制詔す。高皇帝以来本始二(前七六)年に至り、朕甚だ老小を哀む。高年に王杖を受けしめ、上に鳩有り、百姓をして之を望見せしむこと、節に比へよ。敢へて妄りに之を罵・詈・毆する者あらば、逆不道に比へよ。官府の廊第に出入し、馳道の旁道を行くことを得。市賣は復して與る所なきこと、山東の復の如くせよ。旁人の養謹する者あらば、常に養ひ扶持せしめ、之を復除せよ。蘭臺石室の中に在るを明るくせよ。王杖鮮明ならずんば、更めて之を繕治するを得。

右記の条文は、以下の四部分によって構成される。①王杖制度を建立した動機。漢の高祖皇帝の時代以来、漢の皇帝は老人や幼子を憐愛する政策を継承してきた。その一環として年配者に王杖を授ける。②王杖の形態。年配者に授ける杖には鳩の形の飾りを付け、節になぞらえて一般の民衆が遠方からでも認識できるようにする。③王杖所持者の特権。侮罵や殴打などの悪意から守られる(違反する者は逆不道の罪に準じて論断される)。官府の廊下に進入する権限を持つ。馳道の旁道を使用する権利を持つ。市場での貿易においては賦税を免除される(山東の賦税免除になぞらえる)。王杖所持者を扶養する者には徭役を免除し、扶養に専念させるようにする。④王杖政策の維持措置。官府は王杖政策の相関措置を蘭臺石室の中で明記する。所持者の王杖が老朽化して認識しにくくなれば、修繕することを許可する。

このように、「節に比へ」との一文は王杖と漢節との類似性を肯定する。王杖の形態から言えば、二_三弱の杖の長さや、遠方からでも確認できるシルシが付いていることは、林・大庭両氏の旌旗説を想起させられる。また、王杖による特権の内容を見れば、外部の悪意から守られることや、一般の民衆には進入し得ない区域への出入、ひいては官道(馳道)の使用など、朝廷の使者を彷彿とさせるような内容であった。したがって、「王杖十簡」を傍証として、旌旗を漢節の形態とする林・大庭説の正確性は首肯できる。そして、このような形態を持つ節は後世に継承され、唐代における節への理解と直結するように考えられよう。

ところが、両氏の論考が公表されて以来、中国大陸では次々と古代の出土文物が発見された。数多の出土文物が続出する中で、節と分類された文物を系統的にまとめたのは、陳昭容氏¹⁵⁾である。陳氏は羅振玉氏¹⁶⁾等の先行研究を継承し、二〇世紀以来中国大陸で発見された符と節を蒐集した。銘文にある「王命」との文言を節の特徴として捉え、龍・虎等様々な動物の形を象った節を紹介した。陳氏の研究は、網羅的に符節を蒐集することに力点を

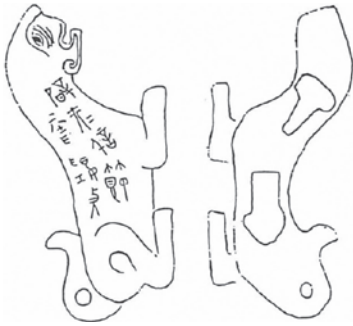


図4 辟大夫信節（模写）
（陳昭容1995、364頁より引用）



図3 辟大夫信節
（出所）北宮故宮博物院ホームページより引用
（www.dpm.org.cn/collection/bronze/232088.html）
（検索日：2018年9月27日）

置き、符節そのものに対する定義は曖昧な所があると云わざるを得ない。しかしながら、陳氏が網羅した文物の中で、銘文に「節」と明記されている青銅器が見られる。辟大夫信節（図3）と呼ばれるものはその内の一つであり、詳細は次の通りである。

● 辟大夫信節

長さ 八・二三センチ

厚み 不明

高さ 四・一センチ

銘文 辟大夫信節

（右行）

□（填か）丘牙婁紛

（左行）

北京故宮博物院に所蔵されているこの節は、虎を形取っており、銘文に「節」字が刻され、先行研究によって虎節と分類される。李家浩氏¹⁸⁾によれば、辟大夫信節は戦国時代の齊国のもので、軍事目的で使用されたものである。すなわち、当該將軍は節を発給され、それによって当該地域の軍事権を掌った。この節は君主（齊王）より権力を委ねられた証であると考えられる。

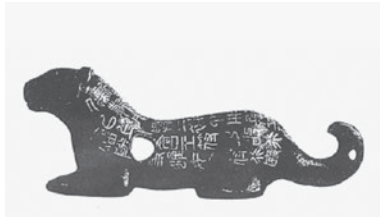


図6 新鄴虎符
(陳昭容 1995、360 頁より引用)



図5 杜虎符
(陳昭容 1995、359 頁より引用)

このように、旌旗とかけ離れた形態を持つ節は戦国時代の出土文物から実例が見られる。銘文に「節」の文字がはつきりと確認できる(図4)以上、この媒体は節と呼称されていたものに相違ない。定説と形態を異にする右記の節は、秦漢時代において旌旗以外の異なる系統の節の存在を強く示唆する。すなわち、漢代の節は時代を遡れば単一な系統に由来するものとは限らないことがわかる。また旌旗を形態とする理解は、必ずしも戦国時代の影響を強く受けた秦・漢初の時代に通用しないことも意味する。大小・軽重等全くと言っていいほど異なるこれらの媒体を、全て節のカテゴリーに分類するのであれば、そもそも節とは如何なるものか、改めて検証する必要がある。

三 『周礼』に見える節の法則性

辟大夫信節と近似する媒体は、同じく戦国時代の出土文物に見られる。杜虎符(図5)と新鄴虎符(図6)と呼ばれるものである。この両者は、戦国秦の出土文物であると推定される。写真から確認できるように、外見・大小といった点からして、造形上は辟大夫信節と非常に似ている(表1を参照)。しかしながら、辟大夫信節の銘文に「節」と刻しており、節と分類されるべきものである。それに対して、杜虎符と新鄴虎符の銘文(詳細は後述する)に「符」と刻しており、符と分類されるべ

きものである。異なるカテゴリーに分類されるにもかかわらず、これらの媒体は相当の類似性を持っている。それを鑑みれば、符と節との間に何らかの関係性は存在するはずと考えたほうが自然であろう。

符と節を単独の媒体として捉える表現は、秦漢時代の史料に散見される。これにより、二つの媒体は同時期に存在していたと見られる。ところが、同時期に存在していたとは言え、両者の出現時期は必ずしも同一とは限らない。通行証である符は、その関所を通過する機能からして、関所の設置及び普及を前提条件とし、およそ春秋末期もしくは戦国初期から広く使われるようになったと考えられる。¹⁹ それに比べて、節の制度は古くから存在していたとされる。古の王朝である周の制度を思い描いた『周礼』には、節の制度を体系的にまとめた条文が見られる。本稿の冒頭でも多少触れたが、その全文は次の通りである。『周礼』卷三地官司徒第二・掌節項に

掌節は、邦節を守して其の用ふるところを弁けるを掌り、以て王命を輔く。邦国を守る者は玉節を用ゐ、都鄙を守る者は角節を用ふ。凡そ邦国の使節、山国は虎節を用ゐ、土国は人節を用ゐ、沢国は龍節を用ふ。皆金なり、英蕩を以て之を輔く。門関は符節を用ゐ、貨賄は璽節を用ゐ、道路は旌節を用ふ、皆期有りて以て節を反へす。凡そ天下に通達するは、必ず節を有ち、伝を以て之を輔く。節無き者は幾ばく有りて則ち達せず。²⁰

とある。また、『同』卷九秋官司寇第五・小行人項に

天下に達するの六節。山国は虎節を用ゐ、土国は人節を用ゐ、澤国は龍節を用ゐ、皆な金を以て之を為る。

道路は旌節を用ゐ、門関は符節を用ゐ、都鄙は管節を用ゐ、皆な竹を以て之を為る。⁽²¹⁾

とある。掌節項の条文は掌節官の職掌を記し、その管轄となる様々な用途を持つ節を紹介した。そして小行人項の条文は節を運用する際に、様々な節の実用上の区別を示した。右の条文から玉節・角節・虎節・人節・龍節・符節・璽節・管節・旌節などの名称が見られる。限られた史料の中で、右の記載は節という媒体を理解するに当たって最も基本的なものと言える。右記の条文から読み取った情報を次のように整理したいと思う。

(一) 節の素材を示した。右は四種類の素材を明記し、それぞれの素材で作られた節は異なる身分を表す。まず、「邦国を守る者」は国を単位とする封土を管理する者を意味し、すなわち周制の中の諸侯に該当する。諸侯を主体とする国内行政は玉を素材とする節を用いる。次に「都鄙を守る者」は、采邑に封じられた者、すなわち周制の中の卿大夫に該当する。卿大夫を主体とする領有内の行政は角を素材とする節、凡そ犀角などの素材で作られた節を用いる。更に地域を越えて活動する使者は、周王を命令の主体とし、その活動地域に沿って異なる形状の節を所持するが、全ては金属を素材とする節を用いる。最後に、命令の主体は明記されていないが、天下世界において節を運用する時に、竹を素材とする節を用いる。この竹は条文に見える旌・符・管などの媒体の本来の素材となる。察するに、特殊な素材を要しない場合は、任務遂行に適した媒体を選択し、その元来の素材を用いた節を使用する。このように、漢代人が思い描く周の制度は、周王を頂点としその權威を用いて天下を治めた体制である。王命伝達を目的とする節は、周王の支配形態の差異によつて金・玉・角・竹の四等級に分けられる。

(二) 節の形状を示した。外地へ赴く使者は派遣先によって異なる形状の節を用いる。山地の国は虎節を用い、平地の国は人節を用い、澤地の国は龍節を用いる。おそらく各地の文化に合わせ、その地方において威武なる対象の姿を形取った節を使者に持たせ、王命の厳かさを維持する目的があろう。山国には虎を形取った節を用い、澤国には龍を形取った節を用いる。それらと並列する人節も、当然の如く人を形取った節を意味しよう。無論この「人」とは単純に並の人間を指すのではなく、文献史料に見える神人を指す。ここで言及した神人は、『莊子』に思い描かれた「風を吸ひ露を飲む」のような超自然的な存在ではない。土国すなわち平地への派遣に使用される人節は、平地の特性を表す側面がある。平地には、大気の層の温度差による密度の違いのため、光線が異常に屈折して遠方の物体を放したり空中に映したりし、いわゆる蜃気楼の現象が見られる。秦の始皇帝が山東半島を巡行する時にしばしば蜃気楼の現象に遭遇し、その巡行ルートをなぞらえた漢の武帝の巡行も、「大人の跡」など神人を想起させた記述を残した。これらの記述から、蜃気楼によって映し出された人の幻影は、当該地域における畏怖なる対象にたり得、人節とは神人もしくは巨人を形取った節であると推測できる。したがって、使用目的とは関係なく、使用地域によって節の形態は定められ、虎節・人節・龍節に等級の別はなく使用されていたとわかる。

(三) 節の形態を示した。使用する場面に応じ、使者は異なる形態の節を用いる。①門関を通過する場合は、符を形態とする節を用いる。符とは、わりふのことを指すが、前記の如く通行証の性質を帯びる。わりふを形態とする節もまた通行証としての機能を持つ。②貨物または物資の搬送を伴う場合は、璽の形態を有する節を使

用する。璽とは、印鑑のことを指す。璽の用語は時代が下れば皇帝専用の印鑑となるが、本来では印鑑全般を指し使用者を限定しないものであった。印鑑を形態とする節は物の搬送に関連し、税金の徴収もしくは免除の確認に使用されたのであろう。③官府が設けた道路を利用する場合は、旌節を形態とする節を用いる。旌とは、鮮やかな色の鳥の羽根をつけた旗印のことを指す。竿の先端に鳥の羽根をつけたもので、一本一本の羽根を裂いた上で使い析羽とも呼ばれる。旗印を形態とする節は、道路を通る上で遠方より認識される目的で使用されたのであろう。このように、符・璽・旌のいずれにしても節の形態となり得るが、本来はそれぞれ独立した媒体であった。既有的の媒体に節が持つ性質を付与することで、それらの媒体は節と呼称されるようになる。すなわち、節という名称は、固有の媒体名ではなく、媒体に付随した性質の特殊性を強調するための呼称である。

(四) 節の使用条件を示した。節の使用は期限が定まっており、所持者は期限内に節を返還するように義務づけられる。また、国外へ赴く場合、使者は節の他に輔佐となる媒体を持参する。節のほかに英蕩²³(=文字が刻された竹箭)を携帯させ、それで使者の真偽を確かめさせる。更に、使者が王命を天下世界に到達するためには、節を必要とした上で伝を合わせて用いる。伝とはわりふの一種として知られており、通行証の機能を持つ媒体である。その通行証としての特性は、広い領域にある複数の津関を往来するときの証明で、長距離にわたる用務を記しているものにある。²³したがって「伝を以て之を輔く」とは、伝という通行証を用いた関所通過の面から、長城に分断された地域間における節の使用者の往来を輔佐する意味である。

右に整理したように、『周礼』掌節項・小行人項は節の素材・形状・形態・使用条件を記した。節を使用する時

に、状況に沿って適切な素材・形状・形態を組み合わせて用いたと考えられ、便宜上本稿ではこれを節の法則と呼称する。このように、節という媒体は使用環境に応じて様々な組み合わせが想定され、一定の形状・形態を有しないとわかる。

節の法則に基づけば、前節に取り上げた「辟大夫信節」は、金属を素材とし、形状は虎を形取り、わりふの形態を有する節であると解析できる。察するに、この節は王の勅命によって発行され、山国に向けて使用し、任務の遂行に当たっては門閥の通過を想定されるものである。もとより、信節の名称は符節の意味合いを内包する。

『説文解字』卷六竹部に「符、信なり」とあり、『同』卷一〇口部に「口（節）、瑞信なり」とある。瑞とは、玉の名称として知られているが、軍隊を動かすときに信、任のシルシとしたわりふでもある。ゆえに、節と符と信は字義上において繋がっているのである。「信節」語を信符と表現して信、任のシルシとしたわりふにすること、符節と表現してわりふという形態の信、任のシルシにすることは同義であり、この場合信字は符字に置き換えても差し支えないとわかる。したがって「辟大夫信節」は名称からして符節であり、その実態である虎を形取ったわりふとのことと合致する。節の法則で組み合わせたこの節は、虎形の符節であり、さしずめ虎符節と言ったところである。また、この場合符と節が同義であれば、虎符節という媒体は虎節とも虎符とも略称することは可能であろう。

前述したように、古代社会において命令の主体は媒体の素材で示される側面がある。金属製の虎符節と虎符は、同じく君主（王／皇帝）を命令の主体とし、同じく虎を形取り、同じくわりふを形態とする。虎符節と虎符をそれぞれ別の媒体であったと仮定しても、同時期に存在していた二つの媒体は、実用上において区別は非常に曖昧であったことは想像に難くない。現に表1で示しているように、虎符は大小といった外見上の特徴において近似

	名 称	推定年代	長さ (cm)	厚み (cm)	高さ (cm)
1	貴將軍信節	戦国齊	8.05	1.55	3.9
2	辟大夫信節	戦国齊	8.3	?	4.1
3	杜 虎 符	戦国秦	9.5	0.7	4.4
4	新 郟 虎 符	戦国秦	8.8	?	3.2
5	陽 陵 虎 符	統一秦	8.9	2.1	3.4

表1 虎符節と虎符の比較表

する。むしろ、受け手として実際それらを用いた時に、虎符節と虎符を同一のもの
と見なしていたとさえ考えられる。したがって、虎符節と虎符の表現は、同一の媒
体を指すと考えたほうが自然である。

以上のような推論に大過がなければ、伝世史料に見える虎符は、正式には虎符節
と呼ばれ、君主の命によって権威づけられたものである。その機能は『周礼』の記
述が示したように、門閥の通過を役割とする。のちに兵符と変貌していく虎符²⁴であ
るが、門閥通過の性格は早期の虎符に名残が見えるように考える。本章の冒頭にも
取り上げた戦国秦の虎符に次のような銘文が見られる。

● 杜虎符に、

兵甲之符、右在君、左在杜、凡興士被甲、用兵五十人以上、必会君符乃敢行
之。燔隧之事、雖毋会符、行毆。

とある。また、

● 新郟虎符に、

甲兵之符、右在王、左在新郟。凡興士被甲、用兵五十人以上、必会王符乃敢
行之。燔燧事雖毋会符、行毆。

とある。「兵を用ゐること五十人以上」云々の条文は従来の見方からして不可解なものであった。長平の戦いで秦は趙の將兵四〇万人以上を殺したことを代表例として、数十万人規模の戦争を繰り広げた戦国時代において、五〇人の動員をわざわざ虎符に刻した意味は、軍事的観点からでは解し得なかつた。ところが、門閔通過における交通規制の観点からみれば、五〇人との数はおよそ集団通過を記録・登録する基準を示す。察するに、虎符を用いた閔所の通過は、一般の符とは異なり個人的な通過ではなく集団的な通過である。虎符を所持する者が率いる集団は、個別的に閔所で登録する必要がなく、虎符によつて一括の出閔手続きを経て任務の遂行に当たつたと想定される。無論、このような法制外の閔所通過は、君主権力を背後にしてはじめて可能とならう。

このように戦国秦の虎符である杜虎符と新鄴虎符から、軍事利用にそぐわない銘文が見られる。兵の動員に用いられたとされる虎符であるが、虎符と符節の繋がりを手掛かりにすれば、必ずしも軍事目的に限定されたものではないとわかる。右記の推論は、軍事的観点到偏つた従来の虎符研究から脱却し、交通的な観点から虎符を考察する新たな研究視点を提示してくれたものである。とりわけ、「燔燧の事符を会はずと雖も、行かしむなり」との一文が示した、符の制度下で符の照合を省略できる場面の想定は興味深い。符節の理解を踏まえた上で虎符に対して更なる検証をすべく、ここは節を改めたいと思う。

四 伝世史料に見える戦国秦漢の虎符

虎符節すなわち虎符は、中国古代帝国における兵の動員手段として見なされてきた。鎌田重雄⁽²⁵⁾氏は、銅虎符は

その名の如く虎符の銅符であつて、その左半分は中央に蔵し、その右半分は太守が持ち、郡兵動員の際、中央より派遣された使者が太守と合符して始めて郡兵を發する規定となつてゐる、と述べる。このような理解は、かの信陵君の故事に依拠するところが多いと思われる。『史記』卷七七魏公子列伝に、

魏の安釐王二十年、秦の昭王 已に趙の長平の軍を破り、又兵を進めて邯鄲を囲む。……魏王 將軍の晋鄙をして十万の衆を將ひて趙を救はしむ。……魏王 恐れ、人をして晋鄙を止めしめ、軍を留め鄴に壁し、名は趙を救ふと爲し、実は兩端を持して以て觀望す。……晋鄙の兵符は常に王の臥内にあり。而して如姫 最も幸せられ、王の臥内を出入し、力能く之を竊まん。……如姫果たして晋鄙の兵符を盗み、公子に与ふ。公子 行く。侯生曰く、將、外に在りては、主の令も受けざる所あり、もつて國家に使す。公子 卽し符を合すとも、晋鄙、公子に兵を授けずして復これを請はば、事必ず危からん。臣が客屠者の朱亥、与に俱にす可し。……晋鄙 聴かば、大いに善し。聴かずんば、之を撃たしむ可し、と。……鄴に至り、魏王の令を矯め、晋鄙に代らんとす。晋鄙、符を合せて之を疑ひ、手を挙げて公子を視て曰く、今、吾、十万の衆を擁し、境上に屯す。国の重任なり。今、單車にて来りて之に代るは、何如ぞや、と。聴かざらんと欲す。朱亥 四十斤の鐵椎を袖にし、晋鄙を椎殺す。公子遂に晋鄙の軍を將ゐる。²⁶

とある。右記は信陵君が虎符を窃取し趙國を窮地から救つたという、かの戦国時代の有名な逸話の詳細である。長平の戦いを経て、秦軍は趙に勝利し趙の都である邯鄲へ進軍した。趙を救援すべく軍隊を派遣した魏王だが、秦の脅迫に屈し魏軍の進行を停止し、傍觀に徹するよう將軍の晋鄙に命じた。趙の平原君を救援しようとした信

陵君は、食客の侯嬴の策略に従い、將軍晋鄙の率いる一〇万の軍勢を奪取し邯鄲を救援しようとした。まず、魏軍の虎符は常に王の寢室にあることを知り、信陵君は王に寵愛されている如姫に虎符の窃取を依頼し、無事虎符を入手した。次に、虎符を入手した信陵君が出発しようとした際に、侯嬴は晋鄙の一軍の將としての独立性を指摘し、軍の指揮権譲渡の可否を懸念した。いざという時のために晋鄙の殺害を想定し、その役目を担う朱亥を信陵君に随行させた。案の定、晋鄙は符を合わせて虎符の真实性を認めてもなお指揮権の譲渡を渋った。それが理由で朱亥が鉄椎で晋鄙を殺害し、信陵君が軍隊の指揮権を入手し救趙作戦に向けて次の段階へと進んだ。

右に見える晋鄙の行動により、如何に眞の虎符を持参しても、將軍には使者（信陵君）の伝令を疑ったり従わなかったりする場合があると窺える。これにより、虎符には所持者の身分を確かめる機能が備わっていないとの側面が見える。それもそのはず、前述の『周礼』の記述によれば、使者は複数の媒体を所持する。王命伝達を主体とする媒体のほかに、様々な媒体を用いてその任務を輔佐する。その中で、使者の眞偽を確かめる術は、前述したように英蕩という物品にある。信陵君と晋鄙の事例から、節の使用者が何故身分証明の機能を持つ英蕩を携帯するよう規定されたのが窺える。したがって虎符の使用目的は、王命伝達における使者の眞偽を確かめることではないのである。虎符が出兵の可否を左右したことは、君主の權威づけの有無のみでは説明が付かないのである。

前節で述べたように虎符は虎符節の略称であり、その役割は門閔の通過に終始する。虎符の軍事権を掌る所以は、閔所の内側から出陣することおよび閔所の内側へ帰還することにあると想定される。城壁を築き都城の内外を分断した戦国時代の都市国家の形態において、軍の出陣と帰還はいづれにせよ閔所を通過する必要がある。虎符を与えられた將軍は、片方を残して出陣し、帰還する時に持参したもう片方を閔所に送り、敵味方の識別とし

て関所の警戒を解かせる、という使用実態が想起させられる。そして、前記の杜虎符と新鄭虎符に「燔燧の事符を会はずと雖も、行かしむなり」との銘文が示しているように、緊急事態の場合は虎符の照合を省略できる。国内から国外へ出向く際の措置は、比較的重要度が低いとわかる。虎符による出入は、国外から国内への帰還をより重要視すると推定できる。したがって、虎符によつて兵を出撃させられる理由は、帰国の保証にあると考えられる。

戦国時代の虎符は後世にも継承される。漢代虎符の制度は、前漢の文帝期に確立したものである。『史記』巻一〇孝文本紀（二年九月条）に、

初めて郡国の守・相とともに銅虎符・竹使符を為⁽²⁷⁾る。

とある。ここに見える銅虎符は、文帝を命令の主体とし、銅という名称からして素材は金属を用い、符節に該当する媒体であるとわかる。右の措置について、布目潮瀨⁽²⁸⁾氏は、諸侯王に虎符が与えられていることは、諸侯王に対して漢王朝の強力な統制の存した証拠である、と述べる。首肯できる意見である。皇帝を命令の主体とする虎符を、直轄地である関中地域以外の地域に適用させることは、多少なりとも皇帝支配の強化を狙う意図があったと言える。漢制の虎符について、『周礼』に見える関所通過の特性を継承したように思わせる一文は、次の前漢武帝期の記事に見える。『史記』巻一一四東越列伝に、

（武帝曰く、）吾初めて即位し、虎符を出し兵を郡国に発するを欲せず、と。乃ち莊助を遣はして節を以て兵

を会稽に発せしむ。⁽²⁰⁾

とある。漢の景帝が崩御した後、子の武帝は皇帝号を継承し帝国に君臨する。そして、おそらく呉楚七国の乱を経て帝国は大いに疲弊したことが理由で、武帝は虎符を用いて兵を動員するの躊躇し、代わりに節を用いて発兵したことがわかる。この記事は、符(わりふという形態の節)の使用と節(特殊な形態を持たない節)の使用に明白な差異があると示している。その差異と言えば、無論関所を通過する特性の有無に帰結しよう。すなわち、当該時期における虎符の使用は、国力が弱まった漢帝国にとって、国防の要である関所を簡単に通過させてしまう弊害を生む。それを警戒すべく、武帝は文帝期に確立された虎符制度を襲沿せず、例外的に節を用いて兵を動員したわけである。また、節を用いた兵の動員は武帝期の晩年にも見える。『漢書』卷六武帝紀(征和二年条)に、

秋七月、按道侯の韓説・使者の江充ら太子宮に蠱を掘る。壬午、太子皇后とともに充を斬らんと謀り、節を以て兵を発し丞相の劉屈氂と長安に大戦し、死者は数万人なり。⁽²¹⁾

とある。右記は武帝期における皇太子(諡は戾太子という)の反乱、いわゆる「巫蠱の乱」の一場面を描く。時に武帝は病み、巫蠱によって武帝を呪詛した容疑で丞相らが処刑された。皇太子と反目していた江充らはこの機に乗じ、皇太子を巫蠱の罪に陥れようとしたため、切迫した皇太子は拳兵し反乱を起こしたのである。その拳兵の際に、皇太子は節を用いて兵を動かし、丞相の劉屈氂と長安城内で激突し、多くの死者を出したという。本稿

で考察したように、定制に用いられる虎符は符の通関機能を付与した節であれば、「巫蠱の乱」のような長安城という一つの都城内で完結する軍事行動に必ずしも不可欠ではない。戻太子の拳兵は特性をもたない節のみで目的を果たし、虎符を不要とした状況に説明が付く。

五 竹使符と鄂君啓節

前漢初期において、文帝は虎符の制度を確立させただけではなく、同時に竹使符の制度を整えた。竹使符について、伝世史料からほとんど用例が見られず、その実態は不明瞭である。竹使符の制度は隋帝国まで継承され、唐の高祖によって廃止されるまで存続していた。⁽³¹⁾ 漢代の竹使符に対して『史記集解』は卷一〇孝文本紀（二年九月条）に後漢の応劭注を引いて説明する。

竹使符は皆竹箭五枚を以てし、長は五寸、篆書を鐫刻し、第一より第五に至る。⁽³²⁾

それによれば、竹使符は竹五枚で作られ、長さは五寸（約一・五チン）、篆書を彫刻してあり、第一から第五まである。このように後漢の応劭の考証により、漢代の竹使符の形態をある程度概観できる。この竹五枚からなる形態に注目し、郭沫若氏⁽³³⁾は竹使符と鄂君啓節との関係をいち早く指摘した。

「鄂君啓節」(図7)とは、一九五七年に安徽省寿县丘家花園で出土した青銅器である。これは戦国時代後期、楚国の懷王六（前三三三）年に楚の懷王から鄂君啓の府庫に与えられたものとされる。当初は舟節一枚、車節三



図8 顎君啓節原型予想図
(大庭脩1982、420頁より引用)

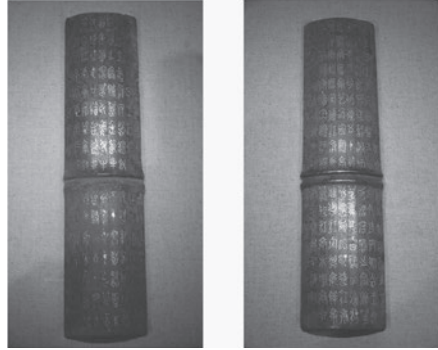


図7 鄂君啓節、車節（左）・舟節（右）
(出所) 安徽博物院にて撮影（2018年6月28日）

一枚が発見され、後に一九六〇年に更に舟節一枚が発見された。舟節は水路に適用される節であり、長さは三一・七センチ、幅は七・三センチ、厚さは〇・七センチである。一枚の節に九行の銘文があり、毎行一八字となり、およそ一六五字が刻されている。車節は陸路に適用される節であり、長さは二九・六センチ、幅は七・三センチ、厚さは〇・七センチである。一枚の節に九行の銘文があり、毎行一六字となり、およそ一五〇字が刻されている。また、舟節・車節はともに金属（青銅）を素材とし、竹を形取り、少し湾曲して五枚合わさると円筒形になるという。郭氏によれば、発見当初は舟節・車節それぞれ五枚の構成で、合計一〇枚の節が存在する見立てであった。殷滌非・羅長銘⁽²⁴⁾両氏もその意見に同意した。ところが、一九六〇年以後に関連する文物は発見されておらず、現状では舟節・車節合計五枚となっている。

右記のように、顎君啓節は竹を形取り、五枚の構成によって一つの媒体となる。この形態上の近似性、および符と節の類似性に基づき、郭氏は竹使符と顎君啓節との関係を描いた。しかしながら、節の法則に基づけば、五枚合わさつ

て中空で丸い棒状という形態を持つ鄂君啓節は管節に該当する。同様のことは大庭脩氏⁽³⁵⁾も指摘している。それに對して、虎符は符節に該当する本稿の考察を踏まえれば、竹使符もまた符節に該当する媒体である。したがって、竹使符と鄂君啓節が所持する役割は媒体の性質上異なるものであると断定できる。

また、両者の機能について、鄂君啓節の銘文⁽³⁶⁾に

●舟節に

(前略) 見其金節即母政、母舍□□。不見其金節則政。女載馬、牛、羊以出入關、則政於大府、母政於關。

とあり、

●車節に

(前略) 見其金節母政、母捨桴飼、不見其金節則政。

とあるように、金節(鄂君啓節)と政(徴)の関係が見られる。その中で徴税免除の特権や徴税の付帯条件など、当該節にもたらされる経済面の機能が窺える。これは璽節と関連するものであり、『周礼』掌節項と小行人項との対比で管節がもつであろうと推定される機能でもある。言うなれば、顎君啓節とは貨賄のための節である。

一方で、竹使符の機能は、『史記索隱』が引く『漢旧儀』⁽³⁷⁾に記しているように、「出入徴発」のためである。具体的には次の史料を参考にしたいと思う。『漢書』卷九〇酷吏伝(嚴延年条)に

後に左馮翊缺け、上延年を徵せんと欲す。符は已に発するも、其の名の酷たるがために復た止む⁽³⁸⁾。

とある。それに引く応劭注に、

符、竹使符なり。臧して符節臺に在る。拜せんと欲する所有らば、治書御史符節令を召して符を発して太尉に下さしむるなり⁽³⁹⁾。

とある。後漢の応劭の考証によれば、前漢宣帝期にあった嚴延年の事例に見える符は竹使符に該当する。普段は王宮内の符節臺に収蔵される竹使符であるが、皇帝が招聘する対象が現れば、その対象に竹使符を下賜し、地方から中央まで召集するために用いる、との使用実態となっている。ここで言及した中央と地方の關係について、「二年律令・津関令」の研究進展を受け、前漢の支配体制は関中地域と関外を区分したことがわかるようになった⁽⁴⁰⁾。それを踏まえれば、『漢旧儀』が言う「出入徵発」とは、関中地域への出入を意味する。函谷関をはじめとする関中地域の出入口において、通行証である符の使用は想定され、これも竹使符を符節と規定する本稿の考察と合致する。したがって、機能上の差異からも、鄂君啓節と竹使符とは無關係の別媒体である。なお、竹使符を通して見えた符と徵発の關係について、まだ不明瞭な点が多いため今後の課題にしたいと思う。

六 むすびにかえて

本稿では秦漢時代における符節の実態を対象に考察を加えた。唐の時代において、符と節は二つの異なる媒体として存在していたことは、唐律の規定から窺える。ところが、その理解は秦漢時代の符節とは必ずしも一貫するとは限らないことがわかった。『周礼』には様々な節が記載されているが、その条文を整理することによって、節の法則が浮かんでくる。節を運用するに際し、金・玉・角・竹の四等級の素材が用いられる。それぞれの素材は命令する主体を表す。使用する場合に応じて特殊な形状や形態が用いられ、虎を形取りわりふを形態とする虎符節がその一例である。漢帝国の国家支配において当然ながら、特殊な形状や形態を有しない節もあつた。『史記』卷五三蕭相国世家に

（高帝）使をして節を持ち赦して相国を出だしむ。

とあり、『同』卷五七絳侯周勃世家に

（文帝）是に於て使をして節を持ち絳侯を赦さしむ。

とあり、『同』卷一二三酷吏列伝（郅都条）に

孝景帝乃ち使をして節を持ち都を拜して鴈門太守と為さしむ。

とある。これらの節は特殊性をもたない節であり、皇帝の意向・命令を伝達するために使用されたものである。漢初では高祖期から景帝期にかけていくつか用例が確認できる。

伝世史料に見える符は、その用いた素材を手掛かりに命令の主体を特定すれば、符節と定義し得る場合は多々ある。そうであれば、皇帝に関連する記述の中で、伝世史料に符の一字で記述されたものは符節の略称であると考えられる。実際のところ、伝世史料の表記に符と符節が混在する箇所も確かに見受けられる。すなわち、『史記』卷六秦始皇本紀に

秦王の子嬰即ち頸に係くるに組を以てし、白馬素車にて、天子の璽符を奉じ、軹道の旁に降る。⁽⁴⁾

とあり、『史記』卷八高祖本紀に

秦王の子嬰素車白馬にて、頸に係くるに組を以てし、皇帝の璽符節を封じ、軹道の旁に降る。⁽⁴⁾

とある。本稿の冒頭にも取り上げた史料であるが、右記のように同じ『史記』の記事で、同様の場面を描いたにもかかわらず、璽符と璽符節の部分に記載の差異が見られる。この記載の乱れこそが、符と符節が同一のもので

ある傍証と言えよう。節の字義は、その本字である口の原形から窺えるように、本来では人が跪いたさまや、体を曲げて屈伏するさまを示し、君主の命を恐れながら承る姿勢を表すものである。戦国時代の外交情勢の中で、自国の尊厳性を損なう言葉を避けるため、各国の史書における符節語の記述に差異が存在し、各国の史書を整理し編纂した『史記』のような書物に用語上の混乱が生じたのであろう。本稿での考察を通して、符節は節の形態として秦末漢初に存在していたとわかる。前漢・後漢の時代にわたって符節は如何に変化していくか、定説の旌節と如何に関わっていくかは今後の課題にしたいと思う。

註

- (1) 秦王子嬰素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符節、降軹道旁。
 - (2) 符と節ひいては符節などは、目的を達成するもしくは任務を完遂するに当たって媒介となる物品であり、本稿はこれらを「媒体」と総称する。
 - (3) 天子印称璽、又独以玉符、発兵符也。節、使者所擁也。
 - (4) 符謂諸所合符以為契者也。節以毛為之、上下相重、取象竹節、因以為名、將軍命者持之以為信。
 - (5) 諸用符節、依令、用符節並由門下省、其符以銅為之、左符進内、右符在外、應執符人、有事行勘、皆奏出左符以合符、所在承用事訖、使人將左符還、其
- (6) 門関用符節、貨賄用璽節、道路用旌節、皆有期以反節。
 - (7) 詳細は大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、一九八二年）第五編第一章六一九頁～六二三頁、富谷至『文書行政の漢帝国』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）第三編第二章二九五頁～三〇四頁、鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』（汲古書院、二〇一五年）第一部第二章五六頁～六四頁、などを

参照。

- (8) 拙稿「符の政治的意義―専制権力と交通との関係に就いての考察―」『学習院史学』五六、八一頁、九八頁、二〇一八年)を参照。
- (9) 林巳奈夫「中国先秦時代の旗について」『史林』四九―二、六六頁、九四頁、一九六六年(『中国古代車馬研究』(臨川書店、二〇一八年)第一章七頁、四〇頁所収)
- (10) 大庭脩『秦漢法制史の研究』(前掲)第四編第二章四一〇頁、四六五頁
- (11) 大庭脩「漢代の決事比試論」『関西大学文学論集創立九〇周年記念号』、二七一頁、二八一頁、一九七五年(『秦漢法制史の研究』(前掲)第三編第六章三三三頁、三五四頁所収)
- (12) 富谷至「王杖十簡」『東方学』六四、六一頁、一一三頁、一九九二年
- (13) 榎山明「王杖木簡再考」『東洋史研究』六五、一頁、三六頁、二〇〇六年
- (14) 榎山氏は一九八一年に武威県博物館に寄贈された「王杖詔書」の信憑性を肯定し、「王杖十簡」と近似している箇所を活用し王杖の考証に加えた。首肯できる最新研究なので今はこれに従う。
- (15) 陳昭容「戦国至秦の符節―實物資料為主」『歴史語言研究所集刊』六六一、三〇五頁、三六六頁、一九九五年
- (16) 羅振玉編『歷代符牌図録』(中国書店、一九九八年)や同編『増訂歴代符牌図録』(東方学会、一九二五年)などを参照。
- (17) 本稿で取り上げた「辟大夫信節」のほかに、「將庶信節」と「貴將軍信節」というものがあり、三節のいずれも形が近似している。詳細は陳一九九五を参照。
- (18) 李家浩「貴將軍虎節與辟大夫虎節―戦国符節銘文研究之一―」『中国歴史博物館館刊』第二期、五〇頁、五五頁、一九九三年
- (19) 詳細は拙稿「符の政治的意義―専制権力と交通との関係に就いての考察―」(前掲)を参照。
- (20) 掌節、掌守邦節而弃其用、以輔王命。守邦国者用玉節、守都鄙者用角節。凡邦国之使節、山国用虎節、土国用人節、沢国用龍節。皆金也、以英蕩輔之。門閔用符節、貨賄用璽節、道路用旌節、皆有期以反節。凡通達於天下者、必有節、以伝輔之。無節者、有幾則不達。
- (21) 達天下之六節。山国用虎節、土国用人節、澤国用龍節、皆以金為之。道路用旌節、門閔用符節、都鄙用管節、皆以竹為之。

(22) 英とは刻することであり、蕩とは竹箭のことである。一説によると英蕩とは命令内容を刻した竹箭であり、わりふの伝の原形とも言われる。

(23) 詳細は藤田勝久『中国古代国家と情報伝達』(汲古書院、二〇一六年)第一編第五章、第六章三三三頁～四一〇頁を参照。

(24) 虎符は秦始皇帝期や前漢文帝期を經過して制度化していき、運用上の変化があったと考えられる。とりわけ、山国を示す機能は、秦漢時代を貫徹していないことは明白である。現段階で、筆者は秦嶺山脈に囲まれる山地の国である秦は、秦漢帝国の虎符制度の出発点として捉える。郡県制の成立や秦の「統一」策の影響を受けて変化していく虎符であるが、まだ不明瞭な部分が多いため今後の課題にした

(25) 鎌田重雄「漢代の郡都尉」東方学報三一―二、一八八頁～二一〇頁、一九四七年(『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二年第二編第六章三〇六頁～三〇七頁所収)。

(26) 魏安釐王二十年、秦昭王已破趙長平軍、又進兵圍邯鄲。……魏王使將軍晉鄙將十萬衆救趙。……魏王恐、使人止晉鄙、留軍壁鄴、名為救趙、實持兩端以觀望。……晉鄙之兵符常在王臥内、而如姬最

幸、出入王臥内、力能竊之。……如姬果盜晉鄙兵符与公子。公子行、侯生曰、将在外、主令有所不受、以便国家。公子即合符、而晋鄙不授公子兵而復請之、事必危矣。臣客屠者朱亥可与之俱。……晋鄙聽、大善。不聽、可使擊之。……至鄴、矯魏王令代晋鄙。晋鄙合符、疑之、拳手視公子曰、今吾擁十萬之衆、屯於境上、国之重任、今單車來代之、何如哉。欲無聽。朱亥袖四十斤鐵椎、椎殺晋鄙、公子遂將晋鄙軍。

(27) 初与郡国守相為銅虎符、竹使符。

(28) 布目潮瀨「前漢の諸侯王に関する二三の考察」『西京大学学術報告・人文』三、二四頁～三八頁、一九五三年(『布目潮瀨中国史論集』(上) 汲古書院、二〇〇三年漢代史篇一六頁～三四頁所収)。

(29) 『漢武帝曰』吾初即位、不欲出虎符發兵郡国。乃遣莊助以節發兵会稽。

(30) 秋七月、按道侯韓說・使者江充等掘盤太子宮。壬午、太子与皇后謀斬充、以節發兵与丞相劉屈氂大戰長安、死者数万。

(31) 『新唐書』卷一高祖本紀に「(二年四月)辛巳、停竹使符、班銀兔符。」とあり、『同』卷二四車服志に「初、高祖入長安、罷隋竹使符、班銀兔符。」とある。

(32) 竹使符皆以竹箭五枚、長五寸、鐫刻篆書、第一至第五。

(33) 郭沫若「關於鄂君啓節的研究」『文物參考資料』第四期、三頁〜七頁、一九五八年

(34) 殷濂非・羅長銘「壽臬出土的鄂君啓金節」『文物參考資料』第四期、八頁〜一一頁、一九五八年

(35) 大庭脩『秦漢法制史の研究』（前掲）第四編第二章四一八頁〜四一九頁を参照。

(36) 顎君啓節の銘文の解説には膨大な先行研究があり、ここでは船越昭生「顎君啓節について」（『東方学報』（京都）四三、五五頁〜九五頁、一九七二年）を取り上げておく。

(37) 『史記』卷一〇孝文本紀二年九月条に、『史記索隱』は『漢旧儀』を引き、「漢旧儀銅虎符發兵、長六寸。竹使符出入徵發。」と注釈を付けている。

(38) 後左馮翊缺、上欲徵延年。符已發、為其名酷復止。

(39) 符、竹使符也。臧在符節臺。欲有所拜、召治書御史符節令發符下太尉也。

(40) 福島大我氏は「二年律令・津関令」の条文を整理し、黄金の持ち出しや馬の出入に關わる規制から、漢帝国には関中と関外を区分するラインが存在すると指摘する。詳細は『秦漢時代における皇帝と社

会』（専修大学出版局、二〇一六年）六五頁〜六九頁を参照。

(41) 秦王子嬰即係頸以組、白馬素車、奉天子璽符、降軹道旁。

(42) 註（1）前掲史料を参照。